

持続可能な開発目標（SDGs）の推進に係る連携協定書

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

かほく市（以下「甲」という。）と株式会社北國新聞社（以下「乙」という。）は、次のとおり、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の推進に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

令和2年11月18日

甲 かほく市

市長

油野 和一郎

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携の下、SDGsの推進に向けた活動を推進し、本市の魅力を創造・再発見し、広く情報発信するとともに、市民のふるさとにに対する愛着や誇りの醸成及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携を図りながら協力をする。

- (1) SDGsの認知度向上を図り、広く市民及び企業等に普及啓発すること
- (2) SDGsを推進する活動の情報発信に関するここと
- (3) 新聞を活用した学校教育の推進に関するここと
- (4) 定住促進事業の情報発信に関するここと
- (5) その他前条の目的を達成するための連携協力に関するここと

2 前項各号に掲げる事項の具体的な協力内容については、甲と乙が合意の上、進めるものとする。

乙 株式会社 北國新聞社

代表取締役社長

温井伸

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示または提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結から令和3年3月31日までとし、有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも書面による解除の申し出がない限り、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。